

第173回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和4年7月19日 午前10時から

会場 市役所2階 国立市議会委員会室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 中村 英示
事務局 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛
文書法制課文書法制係主査 田口 陽平
説明者 生活福祉担当課長 佐川 倫乙 福祉総務課課長補佐 長谷川 晴季
福祉総務課庶務係長 広瀬 容子 福祉総務課庶務係主事 近藤 博之
文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛
新型コロナワクチン接種対策室長 古川 拓郎
新型コロナワクチン接種対策室対策担当係長 笠石 良太

【石居会長】 それでは、定刻となりましたので、第173回の国立情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

(説明者入室)

【生活福祉担当課長】 (自己紹介及び説明員紹介)

【福祉総務課庶務係主事】 それでは、生活保護システムのクラウドサービス利用について、説明をいたします。

1番、報告事項についてでございます。現行の生活保護システム機器等のリース期間が8月末で5年を迎えることから、更新を予定しています。これまでは、リースしたサーバーを庁内で管理して運用してきましたが、現在では、クラウドサービスが提供されていることから、その利用を予定しています。クラウド導入によって、現状、庁内で管理している生活保護受給者の個人情報データを外部データセンターのシステムに移すこととなりますので、審議会に報告させていただきます。

2番の生活保護システムの概要についてでございます。まず、このシステムについては、生活保護業務を行うために必要な機能を備えたもので、保護費の算定ですとか、経理事務、医療・介護扶助の事務ですとか、統計事務など、様々な事務を行うために使用しているものです。このシステムのネットワークについては、現行では、リースしているサーバー機器を庁内の情報システム係サーバー室で管理をしまして、各職員は自身の業務端末から基幹系ネットワークの中でシステムを利用しております。

クラウド型のシステムにつきましては、この概要図のとおりになるのですが、各職員の業務端末から外部データセンターにあるシステムにアクセスをしまして利用する形になります。回線は行政専用のネットワークであるLGWAN回線が使用されるので、セキュリティは非常に高いです。生活保護に関するデータは、データセンターのシステムに保存されることとなります。LGWANにあるデータについてはマイナンバーの情報連携ができないので、庁内に連携サーバーを置きまして、その中にデータを取得して保存することで情報を送信できるようにします。

次は、3番の導入理由についてでございます。1番につきましては、サーバー機器を取り付ける必要がなくなるので、この削減ができるというところですよ。

2番の業務につきましては、システム更新、バックアップ等のメンテナンスをデータセンターで行うこととなりますので、職員の業務負担が減ります。

3番のセキュリティの向上については、セキュリティの高いデータセンターにおいてデータ管理が行われます。これによってセキュリティが向上されることとなります。

4番のシステム標準化対応ですが、自治体業務システムの標準化が令和7年度までに行われる予定です。これに対応するために、1年ごとに契約ができるクラウド型システムのほうがスムーズに標準システムへの移行ができることが挙げられます。

次に、4番、取り扱う個人情報についてでございますが、生活保護システムに保存する個人情報としましては、保護受給者と扶養義務者の情報の2つがあります。氏名、生年月日、住所など。受給者につきましては、生活保護の開始日、廃止日ですとか、本人を特定できないものも含んでおりますけれども、各種扶助に関する情報が保存されております。

(セキュリティに係る説明)

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、御質問、御意見などございましたらお願ひいたします。

【関口委員】 システム的な観点で確認をさせていただいてよろしいでしょうか。関口と申します。

【石居会長】 お願いします。

【関口委員】 今回、移行されるシステム自体はLGWANの先にあるASPということなので、基本的にセキュリティは問題ないと思っているのですが、この生活保護システムをLGWANのほうのクラウド上に移すことによって、国立市の中で、生活保護システム上のデータというのは、ほかの目的外だったりですとか、ほかのシステム連携とかで使われていたりするのかどうかということと、そういうところの庁内の連携には影響はないのかということをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

【福祉総務課庶務係主事】 庁内の連携には影響ありません。ほかとはこのシステム自体がつながっているというのはないので。

【関口委員】 ないので、特に影響はないので。

【福祉総務課庶務係主事】 そうですね。

【関口委員】 データを安全に持っていければ、もう大丈夫と。

【福祉総務課庶務係主事】 そうですね。おっしゃるとおりです。

【関口委員】 分かりました。

もう一点、現行は、基幹システムのクローズドのネットワークで運用されているということでしたが、クラウド上に移行された後の国立市庁内の業務端末は変更になりますか。

【福祉総務課庶務係主事】 今使っているものと同じ……。

【関口委員】 同じものを。

【福祉総務課庶務係主事】 はい。職員のデスクにあるパソコンは、今も使っているのですけれども、それは同じように。

【関口委員】 使う。

【福祉総務課庶務係主事】 はい。

【関口委員】 そのセキュリティレベルは変わらないと。

【福祉総務課庶務係主事】 そうです。

【関口委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、こちらで、報告事項ですので、諮問ではありませんから、お進めいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

【中村委員】 (音声機器に係るやりとり)

【事務局】 (音声機器調整)

【中村委員】 (音声機器に係るやりとり)

【石居会長】 それでは、進めたいと思います。

続いて、では、報告事項の2です。個人情報目的外利用と届出の報告についてということで、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、目的外利用の届出につきまして、御報告申し上げます。

全体で6件ございます。資料の4-1は、政策経営課の特別定額給付金事業でございます。住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務に係る照会に対しまして、法令の規定に基づき、対象者の口座情報を福祉総務課に提供する目的外利用でございます。

続きまして、資料4-2及び4-3は、課税課の市都民税の課税業務でございます。

資料4-2は、低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金事務に係る照会に対しまして、法令の規定に基づき、対象者の住民税の均等割額の情報を子育て支援課に提供する目的外利用でございます。

資料4-3は、県税の調査及び滞納処分のための照会に対しまして、法令の規定に基づき、対象者の所得状況等を千葉県県税事務所に外部提供するものでございます。

続きまして、資料4-4は、課税課の税務関係諸証明事務でございます。介護給付費、訓練等給付費の支給決定のための照会に対しまして、法令の規定及び本人同意に基づき、対象者の令和4年度の住民税課税(非課税)証明書を国分寺市に外部提供するものでございます。

続きまして、資料4-5及び4-6は、子育て支援課の児童手当等でございます。

資料4-5は、水道料金の免除のために必要があるとして、本人同意に基づき、対象者の児童扶養手当の受給状況に関する情報を東京都水道局に外部提供するものでございます。

資料4-6は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給の支給可否を判断するための照会に対しまして、本人同意に基づき、対象者の児童手当の受給内容及び支給月額等を福祉総務課へ回答する目的外利用でございます。

報告事項は以上となります。よろしくお願ひいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

以上の内容について、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、以上としたいと思います。

【事務局】 ありがとうございました。

【石居会長】 報告事項は一旦以上ということですね。

【事務局】 ただいま、市長をお呼び申し上げます。

(休憩に入る)

【石居会長】 それでは、再開したいと思います。

諮問事項の1、国立市個人情報保護条例第29条第1項の規定に基づく諮問ということで、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51号による改正後の個人情報保護に関する法律の施行に伴う国立市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」ということで、まずは市長から一言。

【永見市長】 私のほうから御挨拶よろしいですか。

【石居会長】 よろしくをお願いします。

【永見市長】 皆さん、おはようございます。お待たせして申し訳ございません。

日頃より、国立市の個人情報あるいは情報公開の関連につきましても、本当に多くの諮問をさせていただいておりまして、的確な御答申をいただいていることに心から感謝を申し上げたいと思います。

個人情報、今、会長のほうから御説明がありました。個人情報に関する法律の改正がございました。現行の国立市の条例が適合しない部分も出てきますし、残さなければならない部分も当然のことながらある。

今回の法律の制定過程では、実は全国市長会は大変怒っております。個人情報保護の行政そのものが、市町村を、主に市ですね、市を中心に組み立てられてきて、国のほうは後から始めたわけですが、全国市長会は国に対して、十分新たな法制度をつくる上では話し合いをやってほしいと、そういう会議体も設けられたのですが、具体的な話は何もしないで法律が制定されてきたというようなことがあります。

そういう中で、国立市がこの間、堀部委員会以来持ち続けてきた個人情報保護を大切にするというこの考え方、今の条例にも十分入っているわけですが、これを十分評価していただいて、新しい法律と適合しない部分については、摘出していただくし、残さなければならない部分については、どうやって残していくのかというようなことも御検討いただきたいと思います。

また、時代が大きく変化しておりますので、今の現行条例が必ずしも100%適合、うまく機能しているかということもどうなのかということは、担当のほうに検討するようというか指示をしておりますので、そのような報告もさせていただくことになろうかと思いますが、短い中で諮問させていただきますので、御検討のほどよろしくお願いいたします。

では、諮問をさせていただきます。今お読みいただいたことをもう一回私がお読みするということになります。

諮問書。国立市個人情報保護条例第29条第1項の規定により、下記事項について、貴会の御意見を伺いたく諮問いたします。

1、諮問事項。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条による改正後の個人情報保護に関する法律の施行に伴う「国立市個人情報保護に関する法律施行条例」の制定について。

諮問の理由でございます。改正法の施行に必要な事項を定めるとともに、現行の個人情報保護条例に定める制度について、現状及び改正法の規定において不適合な部分を見直した上で、必要な制度を存続させることにより、個人情報の適切な取扱いを確保し、行政のデジタル化が進展する中において、個人情報の保護を図るため。

こういう趣旨で諮問させていただきます。どうぞよろしく御検討のほどお願いいたします。よろし

くお願いいたします。

すみません。公務がほかにありますので、ここで失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【石居会長】 それでは、諮問をいただきましたので、引き続き、内容の説明に移りたいと思います。

【文書法制係長】 それでは、内容のほうに入らせていただきます。資料のNo. 1-2を御覧いただきたいと思います。

こちらが新しく制定します国立市個人情報の保護に関する法律施行条例、素案の概要となっております。項目のところに星印をつけているものにつきましては、国立市の上乗せ規定であったり市の独自の保護措置というものとなっております。

内容について御説明いたします。ナンバー1、趣旨につきましては、この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとするとしております。

2、定義につきましては、①市の機関についてですが、こちらは明記しなくても構わないものではありますが、市の機関というのがどちらの機関を指すのか分かりやすくするために、市の機関の定義を置くことを考えております。市の機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を指すということになります。②そのほかの条例で使用する用語の意義は、法令で使用する用語の例によることとします。

3番、市の機関の責務についてですが、こちら①、②ともに現行条例の第3条をベースにしておりますが、②の太字の部分、「自己を本人とする個人情報を管理する権利が保障されるよう努めなければならない」というところに、現行条例の1条において規定しておりました自己の個人情報を管理する権利というものを参考に、いわゆる自己情報コントロール権について規定する形を取っております。

続きまして、4番、事業者の責務と、次のページ、5番、市民等の責務につきましては、現行条例をベースにしつつ規定する予定としております。こちらも市の上乗せの規定になります。

続きまして、6番、条例要配慮個人情報ですが、こちら、改正法で定められております要配慮個人情報のほかに、地方公共団体は地域の特性等に応じて条例で要配慮個人情報というものを定めることができますので、国立市におきましては、要配慮個人情報としまして、本人の性的指向又は性自認に関する事項というものを規定することを考えております。理由としましては、国立市では、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例を制定し、パートナーシップ制度の導入などを行っているためでございます。

7番、個人情報取扱業務の登録等の規定ですが、こちらは改正法で作成・公表が必要とされている個人情報ファイル簿は、対象者が1,000人以上の場合に限られておりますので、国立市では、上乗せとしまして、個人情報を取り扱う全ての業務につきまして、業務の名称や目的、取り扱う個人情報の項目等を明確にするため、現行条例から引き続き、個人情報取扱業務の登録・公表をすることを考えております。こちらの登録につきましては、②番、審議会に報告をすることを予定しております。

8番、個人情報ファイル簿の作成等ですが、こちら、法律で作成・公表が必要とされている個人情報ファイル簿につきまして、国立市では上乗せとしまして、こちらを事前に作成し、市長にその内容を通知することを検討しております。また、このファイル簿につきまして、審議会に報告することを予定しております。

個人情報ファイル簿というものが具体的にどのようなものかといいますと、本日机上配付させてい

いただきました資料No. 1-6を御参考にいただければと思います。こちらは国立市の様式としてまだ定めたものではないのですが、国の標準様式としてこのようなものが想定されております。個人情報ファイルの名称だったり、利用目的、記録項目、収集方法、要配慮個人情報が含まれるときはその旨などを記載することになっているファイル簿というものになります。

では、元の資料にお戻りいただきまして、2ページ、9番、目的外利用等の届出についてですが、こちらも現行の条例であります目的外利用等の届出や公表、審議会への報告の制度を残すことを考えております。

10番、代理人等による開示請求についてですが、代理人による開示請求があった場合において、必要と認めるときは、規則で定めるところにより本人の意思を確認することができる旨を規定しようと思っております。現行では、個人情報開示請求につきましては、本人確認を厳格に行うため、原則、郵送では受け付けておりません。実際に窓口に来ていただいて、本人の場合であっても、代理人の場合であっても、厳格な身分確認をした上で窓口で請求をしていただいているのですが、改正法では、郵送による開示請求が可能になりますので、任意代理人の場合も含めて、郵送での開示請求ができることとなりますので、必要に応じまして、本人の意思確認を別途取るようなことができるように、そちらを明確にするため、条例にこのような規定を設けることを考えております。

続きまして、11番、不開示情報の規定ですが、こちらは市の情報公開条例の規定との整合を図るために、開示情報や不開示情報の規定を追加することを考えております。

①番、国立市情報公開条例において開示とする情報について、本人からの個人情報開示請求においても開示とするため、公務員の氏名を開示情報として追加することを考えております。

②番は、逆に、国立市情報公開条例において非開示とする情報につきまして、本人からの個人情報開示請求においても不開示とするために、以下の情報を不開示情報として追加することを考えております。1つは、行政上の取締り、犯罪の予防、人の生命・身体及び財産の保護、その他公共の安全の確保のため、開示しないことが必要と認められる情報です。もう一つは、法令の定めるところにより、明らかに開示することができないとされている情報を追加することを考えております。

詳細につきましては、資料のNo. 1-4を御覧いただければと思います。A3の横長の資料となりますが、こちら不開示情報について改正個人情報保護法と国立市情報公開条例の規定とを比較したのものになります。一番左の列が国立市情報公開条例の規定になりまして、真ん中が改正後の個人情報保護法となっております。こちらを比較しまして、一方のみに規定がある部分を緑色にしております。

こちらの比較を行った上で、今回、Aのところは市条例で不開示情報から除外するところ、Bが市条例で不開示情報に追加するものということで、比較を行った上で、オレンジ色の部分を今回の条例で規定することを考えております。細かい資料になりますので、個々の部分の説明は省略させていただきますが、必要に応じて御覧いただければと思います。

それでは、元の資料にお戻りいただきまして、3ページ目の項番12番になりますが、12番、開示請求の受付としまして、開示請求書には法で掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとします。

13番、開示決定等の期限に関する特例ですが、法の規定では開示決定等の期限が30日以内となっておりますが、現行条例に合わせまして、新条例でも14日以内とする予定でございます。

14番、開示請求に係る手数料等ですが、こちらも現行条例と同様に手数料は無料としまして、写しの作成に要する費用、いわゆるコピー代といえますか、こちらは請求者負担とすることを予定して

おります。具体的な金額は、現在の予定では、今までどおり白黒は1枚10円、カラーの場合は1枚20円ということを考えております。

続きまして、15から18番は、開示請求の場合と同じような内容ですので、省略させていただきます。

続きまして、4ページ目、19番ですが、国立市行政不服審査会の諮問ということで、開示決定等につきまして、行政不服審査法に基づく審査請求がありましたときは、国立市行政不服審査会に諮問する旨を規定する予定です。

20番、国立市情報公開及び個人情報保護審議会の諮問等に係る規定です。①番につきましては、改正法で諮問が許容される場合を規定する予定でございます。市の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができることを規定します。

②番、これが上乗せの規定になりまして、審議会の自発的な審議について規定する予定です。審議会は前項①番の規定により諮問を受けた事項のほか、市の機関の個人情報保護制度の運営に関する重要事項について自発的に審議し、市の機関に対して意見を述べるができる旨を規定する予定であります。

③番ですが、こちらはもともと現行条例で審議会への諮問事項としていたものにつきまして、一部について新条例で報告事項とすることを予定しているものになります。ただし、報告事項は限定したいと考えております。一定の安全性が確保されている場合などを除いて、一部を報告事項とすることを考えております。

③番ですが、市の機関は次に掲げる事項について定期的に審議会に報告しなければならない。(1)が個人情報取扱い情報システムの地域規則で定めるものの導入又は変更(軽微な変更を除く)。(2)電子計算組織の結合のうち規則に定めるもの。(3)は、法の規定により国の個人情報保護委員会に報告すべき保有個人情報の漏えい等の事態について。(4)、前3号に掲げるもののほか、個人情報の取扱いに関する事項であって、市の機関が必要と認めるものとするを考慮しております。

(1)番についてですが、少し細かく御説明いたしますと、現行条例の11条で、個人情報ファイルの作成というものを審議会への諮問事項としているものをスライドにしたものとなります。現行条例では、電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成という書き方がされておまして、実際には、簡易なエクセルのリストなども、厳密に言いますと個人情報ファイルに当たるとは思われるのですが、そちらは諮問事項から除いているということがありました。

そういったこともありまして、今回の新しい条例では、個人情報ファイルという言い方ではなく、個人情報を取り扱う情報システムという規定の仕方が適切ではないかと考えております。また、そのうち、今後は、デジタル化に伴っていろいろ件数が増えていくことも想定されますので、報告件数が多くなることを避けて、必要なものをきちんと報告していきたいということもございまして、個人情報を取り扱うシステムのうち規則で定めるものというものを考えております。

規則で定めるものの案としましては、1つ目、経常的かつ継続的に使用するシステムに限る。2つ目、国が開発し提供するシステム除く。こちらは国のほうでセキュリティの基準などの検討を行った上で提供されるということが想定されていますので、除ければと思っております。

3つ目として挙げていますが、本人同意に基づく個人情報を取り扱うシステムを除くとしておりますが、こちら言い方として分かりにくいところなのですけれども、アプリの利用など、本人の希望

でアプリを利用する場合などを想定しております。例えば、昨年度に諮問させていただきました学習塾のクーポン利用だったり、あと、個人向けワークスペースを利用する際のウェブ上での申込みなどを想定しております。こちらは本人の希望もあって、そうしたアプリなりを利用して、登録して使用するということを想定しているものになります。

実際、この辺りのことにつきましては、当市の情報システム係にも相談してみたのですが、情報システム係の考えとしましては、システムの利用に際して、利用の開始前に本人が医療規約等の同意している場合は、報告事項から除くというのも考え方としてはありではないかといった意見もいただいております。ただ、今、ここの資料に書いてあります本人同意に基づき個人情報を取り扱うシステムというのは、言い方として、言い回しとして分かりにくいところもありますので、規定の仕方につきましては、規定したい内容がちゃんと明確になるように修正したいと思っております。

しなしながら、こちらの部分につきましては、担当課としても正直迷っている文面でもありますので、特に審議会の委員さんの御意見をいただきたいと思っております。

続きまして、(2)の電子計算組織の結合につきましては、こちらは現行条例の12条の「電子計算組織の結合等」というものに相当するものとして考えております。ただ、現行条例の定義が分かりにくい部分もありますので、条文に落とし込んだときの規定の仕方、定義につきましては、現在精査をしているところでございます。

こちらでも電子計算組織の結合のうち、規則で定めるものに限定したいと思っております。規則で定めるものの案としましては、1つ目、法令の規定に基づく結合を除くと考えております。こちらは他の市町村では、現在の条例で、法令の規定に基づく結合を除いているものが多いというものもあります。

2つ目、LGWAN回線による結合を除く。LGWAN回線、いつも諮問させていただいておりますが、こちらは総合行政ネットワークのことでして、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークのことになります。こちらは一定のセキュリティが確保されているということもありますので、除ければと思っております。

3つ目、国が開発し提供するシステムによる結合を除く。こちら先ほどと同様に、一定のセキュリティの担保を国のほうの確認でされているということを前提に、除ければと思っております。

4つ目の本人同意に基づく個人情報を取り扱うシステムを除くというものも、こちら先ほどと同じく、今後の利用が増えていくことを考えると除きたいと思う一方、少し迷っている部分でもありますので、審議会の委員さんの御意見をいただきたいと思っております。

では、続きまして、25ページ目の21番ですが、運用状況の公表等。現行条例の40条をベースに運用状況の公表と、あと審議会への報告というのを今回明記したいと思っております。

23番、施行期日ですが、こちらは改正法の施行の日、令和5年4月1日を予定しております。

24番、附則での関係条例の改正などですが、現在の国立市個人情報保護条例は廃止することになります。その他の現行条例を引用しているほかの条例などの改正が入ってくる予定であります。

条例素案の概要は以上になりまして、今、条例素案を条文の形にしたものについては、現在、細かな表現を詰めているところでもありますので、審議会の御意見も踏まえまして修正等を行いまして、今後、条文の形で審議会のほうに提示できればと思っております。

続きまして、6ページ目のほうを御覧ください。こちら条例で定めない事項としては、(1)行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料ということで、こちらは行政機関等匿名加工情報に係る提案募

集と言いますのは、下の注釈のところに書かせていただきましたが、地方公共団体が保有するパーソナルデータの利活用を推進する仕組みのことでありますが、こちらにつきましては、経過措置としては、当分の間は、都道府県と指定都市のみに義務づけられておまして、他の地方公共団体は任意で実施可能とされております。国立市では、現段階では実施しない予定のため、この条例は規定しないというふうに考えております。東京都の多摩地域の他市も同じような状況のところが多いようでございます。

(2) その他法に規定されている事項についてですが、現行条例の規定のうち法と重複する規定につきましては、新しい条例で規定することは許容されないとされておりますので、この条例では規定しないことになります。

以上が条例素案の概要となります。

続きまして、資料No. 1-3を御覧いただければと思います。こちらはA3の横長のものになりますが、現行の国立個人情報保護条例からの主な変更点の詳細版というものになります。前回配付した資料が簡易版だったのでありますが、そこに情報を追加したものになります。前回お配りしたのがA4の半分の大きさのものだったのですが、そちらに加えたものとしまして、この表の真ん中辺り、改正法での考え方というところを細かく追加しているものになります。

前回から変更した部分について御説明いたします。項番3番、4番のところの一番右のところですが、新条例における国立市の対応案の部分ですが、最初の星印、「個人情報保護の観点から、現行の諮問事項の一部を、改正法において許容される範囲で審議会への報告事項（事後報告）とする」。ここは変えていないのですが、「ただし、報告事項は限定する」というところ、少し表現を変えております。

前回は、デジタル化の推進とのバランスを考慮して報告事項は限定するという書き方をしていたのですが、市の内部でも検討を行いまして、市の考え方としましては、デジタル化の推進とのバランスを考慮して報告対象を限定するというより、一定の安全性が確保されている場合、LGWANの回線などの場合を除くということで報告事項は限定したいと考えております。

あと、追加で御説明させていただきたいのが項番6番のところですが、死者に関する情報についてになります。前回も口頭でお話しさせていただきましたが、個人情報の定義で、改正法では死者に関する情報は個人情報に含まないことになっております。現行の条例では、個人情報の定義に死者に関する情報が含まれるかは明記されていないという状況です。生存する個人というふうに限定されていないというのが正確かもしれませんが、ただ、解釈では、死者も含めて個人情報に含むというふうにしております。

改正法での取扱いとしましては、条例で独自の定義を置くことは許容されないとされております。改正法での考え方としまして、改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、死者に関する情報を条例、こちら個人情報保護法施行条例ですが、この条例により個人情報に含めて規律することは許容されないとされております。

ただし、個人情報保護制度とは別の制度として、別の条例、つまり、個人情報保護法施行条例とは別の条例だったり、規則や要綱などで死者に関する情報の取扱いについて定めることは可能とされております。

こちらに対しまして、国立市での対応案としては、特に規定はしないことを考えております。理由としましては、実質的な影響はないということで、この理由の部分を実前の資料に追加で記載しております。

1つ目としましては、遺族等による個人情報開示請求についてですが、こちらは前回も口頭で御説

明したところなのですが、今回の法改正によって遺族等による個人情報開示請求が認められなくなるのではないかとといった意見がいろいろなところで出ているようですが、今回の改正法の施行後も、死者に関する情報は、同時に、生存する個人、遺族等に関する情報に該当する場合は、遺族等による個人情報開示請求が可能とされております。こちらは現行の国立市の個人情報保護条例でも同様の取扱いをしております。

実際には、改正法の施行後に、遺族自身の個人情報に該当するかどうかは、具体的事例で個別に判断することになるということですが、今まででも、最高裁判所の判例などでも、相続人が死者の情報を自己の情報として開示請求できるかどうかは、情報の内容と開示請求者である個人との関係を個別に検討して判断すべきというふうにされております。

少し調べたのですが、各判例におきましても、個別の事例において認められなかったケースもありますし、認められたケースとしましては、例えば、児童相談所の援助を受けていた子供が自殺してしまったケースにおいて、その子供の記録について、父親からの個人情報開示請求が認められたものなどはあります。

続きまして、資料のほうですが、2つ目の中点ですが、個人情報開示請求によって死者が個人情報に入らないとなりますと、死者の情報が開示されてしまうのではないかと懸念されている方もいらっしゃるのですが、個人情報開示請求においては、開示請求者以外の個人に関する情報は、死者に関する情報も含めて不開示とするというのがきちんと改正法で規定されていますので、死者の個人情報を第三者に開示されるということはない予定です。

3つ目の中点ですが、一般的な情報公開条例に基づく情報開示請求においては、個人の氏名等は、死者かどうかに関わらず、個人情報として非開示にすることになっておりますので、こちらでも第三者の人に知られるようなことはないということになっております。

また、最後の中点ですが、実際の情報の取扱いについてなんですけれども、紙媒体で情報や住民基本システム等におきます住民の情報の取扱いにつきましては、その方が死亡しているかどうかに関わらず、同じ取扱いを行っておりますので、死者だからといって取扱いを区別していくということはありません。運用上、死者の情報も情報セキュリティポリシーの対象となっておりますので、安全管理措置はきちんと取られているという状況です。

そういった状況がありますので、死者に関する情報について、特段、市のほうでは、新条例などで規定することは現在のところ考えていないという状況になります。

以上がNo. 1-3の資料についての御説明になります。

No. 1-4は先ほど御説明いたしましたので、続きまして、No. 1-5、こちらの資料について簡単に御説明させていただきます。こちらは少し分量が多いのですが、国立市の現在の個人情報保護条例と改正後の個人情報保護法の規定の対応表となっております。一番左が国立市の個人情報保護条例、現行の規定を表の順番に並べておまして、真ん中に、個人情報の保護に関する法律、改正後の個人情報保護法の規定の条例に対応した部分を載せているものになります。その次の列が、市の新条例の規定の案を、こういう対応を考えているということになります。

青字の部分が特定個人情報に係る部分、一番上に書いてありますが、特定個人情報といいますのは、マイナンバー、個人番号を含む個人情報が特定個人情報ということになります。

あと、用語の説明で、申し訳ありません。8ページの現行条例の第9条の3のところ、情報提供等記録というのがあると思いますが、こちらの情報提供等記録というのが青字になっているのですけ

れども、こちらは、マイナンバーの法律に基づいて設置されております情報提供ネットワークシステムというものを通じた住民情報のやり取りの記録のことを情報提供等記録というふうに言うので、情報提供等記録も特定個人情報、マイナンバーを含む個人情報には該当しますので、青色で記載しているということになります。

こちらの資料も、量も多いので、個別の内容については説明を省略させていただきますが、必要に応じて御参照いただければと思います。

長くなりましたが、説明は以上となります。審議会のほうにおかれましては、先ほど申し上げました、審議会への報告事項のうち、情報システムや電子計算組織の結合のうち、規則で定めるものとして絞るのが適切かどうかを特に中心に、あと、そのほか全体につきまして御審議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、説明いただいた内容、特に1-2の20番に関わるのところまでですかね、1つ焦点になるというところでもあるかと思いますが、それ以外も含めて御質問、御意見など御自由にお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

【関口委員】 すみません。まず、前提を確認させていただきたいのですが、今日は、今日この場で答申を取りまとめる……。10月の答申に向けて審議のみという感じですか。

【文書法制係長】 今日この場で答申というのは難しいと思いますので、今日御審議いただきまして、場合によっては、次回の8月3日に準備できるところは、引き続き御審議いただきまして、あと9月も審議いただきまして、10月で答申をいただければと思っております。

【関口委員】 では、今日は、まずは意見をいろいろ出して集約するということですか。

【文書法制係長】 はい。

【関口委員】 分かりました。

【石居会長】 タイムテーブル的には、11時15分ぐらいまでこの件で、15分ぐらいから次のテーマに行くので、今日、少し御意見を出していただいて、また、次までに事務局に準備してきていただいたり、御回答を用意いただくようなことを今出せると、次につながっていくかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

【中川委員】 そんなに時間もありませんので、時間についてのところというか、次回まででも構いませんので、幾つか質問の軸を挙げさせていただきたいと思います。

資料1-2の、今、重点的にというふうにおっしゃった4ページの20番のところなのですが、今お答えしていただける分については、それでも構わないのですが、少し時間がかかるというようなことであれば、今後というふうなことで。

まず、①の市の機関が特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができるというふうに書かれているところについて、特に必要であると認めるときというのは、具体的にどういった場合であるというふうに想定されているのかということと、特に必要であるというふうなときについて、今後、規則等で定めるということになるのかというふうなことについてが1つ目です。

時間の節約で次々質問させていただきますと、もう一つが、②の審議会の自発的な審議というふうなことですが、自発的というふうなことが具体的にどういうふうな手続的意味を持つのかというふうなことについて、もう少し詳しく御説明いただきたいというふうな点です。

③については、基本的に、デジタル化の推進とバランスではなくて、一定の安全性が確保されてい

る場合というふうなことで、特に③の（１）の規則で定めるものを考えていくというお話だったと思うんですけども、これは意見に近いかもしれませんが、国が開発し提供するシステム除くといった場合に、一定の実績があるものについては、安全性の観点からというようなことは分かるのですが、例えば、新たに開発・導入されるようなものについても報告事項から除くというふうな趣旨なのかということですが。

アプリの利用などを想定して、本人同意に基づく個人情報を取り扱うシステムを除くという点に関しては、このアプリなどについては、いわゆる民間の第三者が開発したアプリなどを想定しているというふうなことなのかという点です。

この点の（２）については、５ページのほうの（２）の規則で定めるものについても、４つ挙げられているうちの下から２つ、下の２つについては、今、上の（１）について御質問した点と同様の点について、今後、御回答いただけると……。

最後の（４）について、前３号に挙げるもののほか個人情報の取扱いに関する事項であって、市の機関が必要と認めるものというようなことについても、市の機関が必要と認めるもの内容について、御説明いただきたいというふうなことです。

特に、前回は御質問いたしましたが、現行の目的外利用等に当たる場合には、報告事項を行っている事項等について、ここに何らかの形で含まれるという御趣旨なのかなというふうに想像したのですが、そのような従前というか、現行の個人情報保護条例で報告事項となっているような事項についての取扱いについて、具体的にどのようなお考えなのかということも御教示いただければと思います。

差し当たりぱつと思いついたのはそのぐらいです。今後のことということでも構いません。

【文書法制係長】 少し簡単にですが御説明させていただきます。

まず、①番の特に必要であると認める時というのは、一般的なこの個人情報の取扱いについてのルールだったりといったものが法のほうでは想定されております。細かいものについては、次回御説明できればと思います。

②番の自発的な審議の手続的意味につきましては、次回整理させていただければと思います。

③番の（１）、国が開発し提供するシステムにつきましては、こちらは国が新しく開発するものについても除きたいと考えております。そちらは国が開発して提供する段階で、リスク評価などは国の責任できちんとやっていただきたいというのがあるのと同時に、市のほうが開発に関与できなくても、実際使わなければいけないシステムというのが今多くあるというのがありますので。コロナワクチンの接種システムについてなんかもそうですけれども。

なので、実質、セキュリティのところに関与できないとか、リスク評価とかは市に関与できないというのがあります。国のほうで開発・提供する以上、きちんとリスク評価は国の責任でやっていただきたいというのがあるという事情もございます。

続きまして、アプリなどということなのですが、こちらは民間の団体、第三者が開発したようなものも除くことを想定しているところではあるのですが、ただ、委員さんおっしゃられるように、その場合、安全性の確保とかがどこまでできるかというのが難しい部分もあると思いますので、これは導入時に、例えば、情報セキュリティの担当部署のほうでチェックを入れるとか、そういった代替措置を採ればということでは思っております。

今でも、新しいシステムなどを入れるときは、情報セキュリティシステムの担当部署によるチェッ

クが入っておりますので、ここをもう少し充実させるなりということを考えられればとは思っております。

(2)につきましても、同様です。

あと、(4)で、市の機関が必要と認めるものの報告なのですけれども、目的外利用等とかにつきましても、新しい条例で報告の規定は設けるのですけれども、それ以外のものとしまして、今想定しておりますのが、個人情報の開示請求があったときに、存否応答拒否という、あるかないかを答えられませんというのを回答する場合がありますのですけれども、それにつきましても、今まで、審議会への報告事項ということで規定はされていたのですが、報告の仕方が、めったにないのもありまして、年間の年次報告の際に報告をしていたのもあれば、事例によっては個別に報告していたのもあったのですけれども、そういったものを特に細かく規定には入れずに、この(4)のほうで報告できればと思っております。

といいますのは、存否応答拒否というの、全くトラブルにならなそうなものもあれば、ものによっては結構、開示請求者の人からいろいろ言われるようなパターンもありまして、審議会のほうに報告したほうがよさそうな事例だと思ったものは、個別にピックアップして報告できればといったふうに考えております。

【中川委員】 1点だけ。国が開発し提供するシステムを除く。私は分からないのですが、住基ネットというのは国が開発したシステムでしたっけ。

【文書法制課長】 開発の部分については、すみません、もう一度詳しくは調べさせていただきたいと思います。LASDECとかそちらのほうに関わっている部分でもありますので。

【関口委員】 LGWAN上ではなかったでしたっけ。LGWANとは別でしたっけ。国かどうかは私も……。

【中川委員】 気になっていたのは、国立市さんが個人情報保護に関して非常にセンシティブに取り組むようになったきっかけが住基ネットだというふうに伺っていますし、訴訟等にもなった問題だと思うのですが。そういうようにシステムの詳しい内容とか安全性の確認とかというようなことに関しては、関口委員は御専門家ですけれども、私どもなんかはほとんど分からないというのが正直なところなのですが。

要するに、リスク評価とかいうようなことよりも、こういったシステムを導入したり、あるいは利用したりするようなことが、個人情報の保護というふうな観点から、住民の考えと適合的なものなのかどうかとか、そもそも、プライバシーの権利等との関係でどう評価できるのかというような全体の評価に関わるような部分を、審議会としては御報告を受けて、何か意見を述べるとしたら述べるといようなことになると思うのですけれども。

そのような意味で、国のシステムとして、リスク評価は国の責任でやってくださいというのはそのとおりでと思うのですが、それを利活用することについて、一定の国立市の市民の皆さんに対する説明責任を果たしていく一環として審議会が機能するというようなことを考慮するのであれば、新たに開発するようなものに関しては、一度報告いただいてもいいのかなというように考えたところです。

【文書法制課長】 御意見ありがとうございます。

委員さんがおっしゃったのは、セキュリティ上というよりは、市の職員が運用していくに当たって、どのような一定のセキュリティを持ちながら住民データを扱っていくのかという部分、運用の部分になろうかと思っておりますので、そこら辺は、また戻って協議してみたいと思っております。

それと、あと、先ほどの住基ネットの関係ですけれども、マイナンバーというのがもともとは住基ネットと関わっている関係上、LWAN回線とかにはなっているかと思います。

【中川委員】 すみません。私ばかりで申し訳ないです。

【石居会長】 いいえ、ありがとうございます。では、幾つかの点は引き続き、すみません、次回に向けて説明などいただければと思います。

ほかいかがでしょうか。

【関口委員】 私からは少し細かいところを。

今のNo. 20のところにもまず絞って申し上げますが、報告事項のところ、私は個人的には、感覚的には、国が開発しとか、国立市で議論してもどうしようもないところというのはあると思うので、そこを除くということについては異議はないのですけれども、今までの諮問の中でも、そういうシステムの議論を、諮問審議をいただいたときに、国立市の責任範囲はどこですかとか、国立市側の端末だったりとか、国のシステムと連結するところはどこですかとかというのは、国立市として守らなきゃいけないものが何かというのは重点的に質問させていただいたつもりなのですが、そういうところの抜け漏れがないようにはしていただきたいなというのは思うところと、No. 1-3のほうの補足資料には、導入前のセキュリティ面の確認の強化が前提であるということが書いていただいているのを条例にどう反映できるかが分からないのですけれども、これは大前提になってくるかなと個人的には思っています。というのがまず意見として。

全体的な意見として1つありますけれども、あと、個別のところ、(1)の取り扱う情報システムの中で、規則で定めるもので、(1)のほうで、経常的かつ継続的に使用するシステムに限るとあると思うのですが、これは意図としては、一時的なものは、細かいものは除きたいという意図があるのかなと思うのですが、継続的って、では何か月だったら継続的なんですかみたいな話があったりとか、テンポラリーなものだったら本当にリスクはないんですかなどというところは、検討する余地が少しあるかなと。運用に載せるのであれば、継続的というのは、どこからを継続的とするのかというのは少し考える必要があると思います。

あと、もう一つ、中川委員からもあったアプリのところ。本人同意に基づき個人情報を取り扱うというのは、そのとおりでなという部分もあるのですが、私もあんまり法律は逆に詳しくないのですが、民間でも、規約をば一つと読んで同意するというのが、内容を確認しないチェックになってしまっているのが、それが本人が本当に同意した旨とみなすかどうかというのは結構議論が分かれるところだと、不正が起きたときにですね、聞きますので、そこに頼っていいのかということと。

あとは、この言い方だと、本人が合意してあげたのだから、市民の本人の責任だから、国立市には責任ないよねみたいな形にはならないようにしていただきたいなどは少し思います。文言は、これだと意図しているところより広過ぎる気がするので、もう少し考慮が必要かもしれませんが、細かいところだと、それがすごく気になったところです。

(3)の漏えい事故、個人情報保護委員会に報告すべき漏えい事故も、今まで幸いに、私が委員を務める中で漏えい事故は起きてないので、この場上がったことはないのですけれども、国への報告のスピード感、どんな感じで、事後報告とはいえ、国の報告の前に審議会が開催されるべきなのか、国の報告とは、一旦落ち着いた後に、この場に報告になるのかとか、その辺りは少し気になりました。何を報告すべきなのかと、何をこの場で議論すべきなのかというのが少し気になりました。

あと、全般的に、前回の審議会でも申し上げたことなのだと思いますけれども、報告になってしまうと、機

械的な報告になることは避けたいので、ぜひ、事後報告であるならば、運用の状況を御報告いただいで、運用プロセスの改善になるような指摘なり改善事項と一緒に議論できるような報告の場になるといいなと思うので、内部監査的なじゃないですけども、改善事項がちゃんと見いだせて、報告していただいた方もセキュリティが向上する意義がある報告になるような場になるといいなというふうに思っていますので、開催の仕方については、その辺りを御考慮いただければと思います。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【中村委員】 よろしいですか。

【石居会長】 中村委員、お願いします。その後、岸委員。

【中村委員】 利用者目線で質問が幾つかあります。

1つ目は、個人情報保護制度に基づく各種請求を、今後、オンラインでできるようにすることは考えていますか。

【文書法制係長】 現在のところは、まだ考えていないというか、手が回っていないような状況ではあります。今後は、また別ではありますが、少なくとも、現段階では、具体的には検討できておりません。

【中村委員】 次は、自己情報開示の開示のされ方なのですけども、紙で交付されているのですか。それとも、デジタルの方法で開示することを予定されていますか。

【文書法制係長】 原則、紙ですが、電子データで希望があった場合には、電子データでの開示。ただ、実際、媒体といった形での提供を今しているところでして、オンライン上とかでの交付というのは、今はできていない状況です。

【中村委員】 それらの電子媒体もしくは紙で開示を受けるときに、費用の支払の方法は、窓口に来て現金で払う方法しかできないのですか。

【文書法制係長】 窓口で現金か、郵送の場合は、現金書留か定額小為替、郵便為替の形でやっております。

【中村委員】 ここでもう少し便利な方法があったらいいなというふうに思うのです。

【文書法制係長】 おっしゃられるとおりだと思うのですけれども、今、現状としましては、市民課の住民票などの受付をしているレジと一緒に入れている形もありまして。なので、例えば、住民票の交付なども電子マネーとかでできるようになれば、対応はできると思うのですけれども。

【中村委員】 例えば、定額小為替は発行するのに手数料がかかったりとか、現金書留も送るのに郵送料が結構かかったりとかして、中身の費用よりも、そっちの手数料、納める費用のほうが高くなってしまうと本末転倒なのかなという気がしたのです。

なので、今後、支払の方法について御検討いただけるとよりよいものになるのかなというのが私の意見です。

以上です。

【文書法制係長】 ありがとうございます。

【石居会長】 ありがとうございます。では、岸委員、お願いします。

【岸委員】 大体、今までの皆さんとかぶるところが多いのですけれども、まず、20番のところ、国が開発し提供するシステム除くというので、国立市として使うしかないという、選択肢がないというのだったら、それはしようがないと私も思っていますけれども、仮に、国が開発し提供した場合で、

使うかどうかの選択権は国立市にある場合というのは想定されるのか、それとも、全く想定されないのか。どうなのでしょう。開発し提供したけれども、各自治体で御判断くださいというような場合がもしあるのだったら、報告事項に上げることもあり得るのかなとは少し思ったのです。

【文書法制課長】 制度によって、そういったシステムがございます。例えば、ワクチンみたいに、これを使わなきゃどうにもならないというものと、あと、私が以前いた国保のほうですと、国が開発した国民健康保険のシステムがございます。それは強制ではなくて任意選択。ただ、開発導入費は国が持ってくれます。そういった選択制もありますので、今想定しているのは、これを使ってやらなきゃどうにもならない、市のほうで開発する余地がないといった場合は、除いていきたい。

ただ、先ほど言った、健康保険のほうで国が開発したソフト、システムを入れて運用していきたいというところは任意になるので、基本的な部分になるのかなというところかなとは想定しています。ただ、今後、どういうのがあるのか、また洗っていかなきゃいけない部分ではあるかと思っております。

【岸委員】 もし選択権があるのだったら、報告事項に入れるのもありはありなのかなとは思いますが、私も考えている最中なので。その場合は、例えば、システムの使用が義務づけられている場合を除くとか、そういうふうに規定することもあり得なくはないのかなというふうに思いました。

あとは、本人同意に基づきというところは、皆さんのおっしゃったとおりで、市としても御検討いただいているということなのですけれども、全てが本人同意があったから自己責任だというのは少し乱暴かなと思いますので、市のほうでの安全性の担保と、あとは、本人同意の取り方が、かなり気をつけていかないと、一般の市民の方にとってはだまし討のような感じに感じられるかもしれないので、そこは詰めて、具体的な方法を検討したほうがよろしいのではないかなというふうに思います。

あと、経常的かつ継続的に使用するシステムに限るというのも、関口委員がおっしゃったとおりで、例えば、一時的に使うつもりで開発したけれども、何だかんだ言って、別の用途にも使えそうだからこれを流用しようみたいなことも、やっているとあり得なくはないのかなと思うので、具体的な場面を想定して、期間を規定するなり何なりしていったほうがいいのかというふうに感じました。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

時間が来ているのであれなのですが、ほかに何かございますでしょうか。ありがとうございます。

【文書法制課長】 会長、すみません。1点補足で、先ほど死者の話も出たと思うのですが、どういったことが起こり得る、想定をできるかといったところも、今、庁舎のほうに投げかけをしていますので、その辺も含めて、次回、御報告できればと思っております。

すみません。以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

引き続きということになるかと思いますが、個人的には、私は前回かなり先鋭的なことを言ってしまったので、抑制的に思っていたのですが、最初に拝見したときに、私自身は一番気になったのは、本人同意に基づきというその部分で、自分自身のことを顧みても、同意に関わる規約って本当に流し読みしかしてないなというのがありますし、それに加えて、さらに、市が導入しているシステムだからということが加わると、もうますます、その信用の部分で規約というのは読み飛ばされてしまうような気がするのです。

そういう意味では、システムを入れるかどうかというよりは、規約の部分も含めて、改めて市が導

入するというのをきちんと、やっつけていいものなのかどうなのかということであるとか、少し立ち止まって考えるような機会になり得るのであれば、1つ検討というか、報告事項でも入れていただく余地はあるのかなというふうに思います。

総じて言うと、市の責任範囲の問題とか、極端に言うと、ここを通さないで、もちろん、最終的には市の責任になってしまうことではありますけれども、何かしら、システムを導入したときに、最後に、何か起きたときに市が責任を問われるということになってしまうわけですが、その前の部分でどういう処理とか、前段階でのきちんとした安全確認とかということができるといいお手伝いが、市議会ができるかどうか。そのできるという部分にメリットがより大きくあるのであれば、報告事項でも残すという意味につながっていくし、それがひいては、市民の方の個人情報保護ということにもつながるのだと思うので、そこの必要性の部分で1つ、残す残さないの判断のポイントになるのかな。個別のどうのというよりは、全体の考え方としては、そこなのかなというふうには思いました。

また、細かい話は次回以降言っていくといいかなと思いますので、ひとまず、今日のところはこの辺りで止めにしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

【文書法制係長】 ありがとうございます。

(説明者入れ替わり)

【石居会長】 お待たせいたしました。それでは、諮問事項の2になりますが、「国立市個人情報保護条例第12条1項ただし書の規定に基づく諮問ということで、コンビニエンスストアに設置されたキオスク端末にてワクチン接種証明書を取得するコンビニ交付サービスを開始するに当たり、ワクチン接種記録システム上に保有する個人情報について、LGWAN回線を用いて地方公共団体情報システム機構と結合させることについて」の諮問ということになります。

では、御紹介と、続いて、御説明のほうをお願いいたします。

【新型コロナワクチン接種対策室長】 お忙しい時間頂戴いたしまして、ありがとうございます。ワクチン接種対策室長の古川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【対策担当係長】 同じくワクチン接種対策室対策担当係長、笠石と申します。よろしく願いいたします。説明、着座にて失礼いたします。

資料No. 2-2に基づきまして基本的に説明をいたします。お手元に御用意いただけますでしょうか。今回、ワクチン接種証明書のコンビニ交付の開始に当たりまして、条例第12条第1項ただし書の規定に基づき、有機的結合についてお諮りするものでございます。

ここから先、資料に沿って説明をいたします。1ページ目を御覧ください。1番、概要についてです。ワクチン接種証明書は、新型コロナウイルスワクチンの接種事実を公的に証明する書類として活用されているものでございまして、昨年7月より公開しております。まず、郵送又は窓口にて、紙ベースの一般的な証明書の発行を開始しました。また、昨年12月になりますけれども、この審議会でご覧にお認めいただきまして、スマートフォンアプリによる電子交付も実施してございます。

今回、新たな選択肢として、住民票の写しなどの証明書と同様、マイナンバーカードを利用してコンビニのキオスク端末にて証明書が発行できることになりましたので、そちらに関して諮問をさせていただくものです。直近で発表があった関係で資料に記載ができていないのですが、サービス開始日が本年7月26日とされたところでございます。

2ページ目をおめくりください。今回の諮問範囲とシステム構成について説明をいたします。まず、

証明の対象となるワクチン接種の情報ですが、国が株式会社ミラボ社という会社に委託して構築したワクチン接種記録システム（VRS）と呼ばれるシステムを利用させていただきます。こちらを地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと呼ばれているもの、こちらの団体の証明書交付センターとLGWAN回線で接続をいたします。また、証明書交付センターとコンビニの店舗によるキオスク端末を、今度は、コンビニ交付用の専用回線を通じて接続をすることで、証明書のコンビニ交付が可能となるものでございます。今回の諮問は、VRSと証明書交付センター、図の右側、こちらの結合に関してお認めいただきたく諮問するものでございます。

裏面3ページを御覧ください。こちら、参考として住民票のコンビニ交付のシステムについて記載をさせていただきます。こちらの中心の証明書交付センターから左は、住民票と同様のシステムを使用いたします。図の右側、情報のオート化の住民票のコンビニ交付では、住民基本台帳システム、それと庁舎内に設置しております証明書発行サーバーから情報が行くことになるのですが、接種証明書では、先ほど説明いたしましたVRSに置き換わる。そういったようにイメージいただければ分かりやすいかと考えてございます。LGWAN専用回線、情報の回線のほうも、住民票のコンビニ交付と共通でございます。

続いて、3番の利用方法です。操作感は住民票のコンビニ交付と共通でして、マイナンバーカードを持ってコンビニの端末の画面指示に従って操作ということで、基本的には簡単に交付が受けられます。手数料は1通120円で、全国統一で定められてございます。

資料を事前送付しました後に、デジタル庁より追加で案内がありまして、資料No. 2-3という形で追加の資料を出させていただいております。こちらのほうがより実際の画面、画面遷移のほうの一部ですが載っておりますので、サービスのイメージがしやすいかと考えております。

対象事業者なのですが、記載されているとおりですが、セブンイレブンのほかに、全国展開をされていない主に北海道のコンビニエンスストアの事業者さんなのですが、4か所、合計5か所ということですが、これは今後拡大されていくということ聞いております。

また、先ほどサービスの提供開始を7月26日とお伝えしましたが、セブンイレブンのほうでサービスの提供開始が少し遅れるという情報が入っておりまして、現在のところ、8月17日を目途に改修がされるだろうと情報が入っております。ほかの4か所が都内にコンビニの展開のない事業者になりますので、国立市としましては、セブンイレブンのサービス提供開始と併せて、接種証明書の発行のサービス開始も行っていきたいと考えているところです。

続きまして、4ページです。接種証明書に含まれる情報、データ項目でございます。こちらは12月の諮問の際にお出ししました資料と全く内容は変わっておりませんので、コンビニ交付に当たって、何か追加で新しい情報を保有することはないということでございます。

続きまして、5ページ、契約等の関係でございます。こちらに今回の業務に関する契約関係をまとめてございます。まず、①番が申請者とコンビニ事業者の関係です。キオスク端末にてサービスの概要を申請者に提示し、申請者はそちらを確認し同意をすることで、コンビニ事業者と申請者のサービスの利用の関係がまとまるものです。

②番、コンビニ事業者とJ-LISがキオスク端末提供事務等契約という契約を締結してございます。

続いて、③番が、市町村とJ-LIS、それからデジタル庁、こちらの3者間の取決めを結んだ規約がございます。こちらが、資料の12ページから18ページまでに全文が掲載されております。資

料ページは全て通し番号のほうで説明をさせていただいております。

4番がVRSの利用規約です。接種証明書機能以外の部分も含めて1つの規約になっておりまして、従前から、こちらの規約に市町村が同意をすることで利用しているものです。今回、コンビニ交付の開始に伴い、規約が改正されることとなりまして、資料の19ページから24ページまで、こちらが規約の全文でございます。25ページから29ページまでが新旧対照表でございます。主にコンビニ交付の文言が足されたのみの改正となっております。基本的な取組事項につきましては、これまでどおりしっかりやっていくものとして認識をしております。

続いて、6番の情報セキュリティ対策です。12月の審議会の際と重複する部分がかかなり多いので、今回、変更となった点を抜粋して説明をいたします。

(セキュリティに係る説明)

最後、7番、公益上の必要性についてです。接種証明書、これまで紙ベースで1,579件、アプリで6,447件、延べ8,026件これまで発行してございまして、大分海外渡航の際等使われておりまして、かなりおなじみの証明書と一緒にしてきたのではないかなと考えております。

今回のコンビニ交付ですが、マイナンバーカードは持っているけれどもスマートフォンを持っていない方であったりとか、あと、アプリで発行したものの、スマートフォンの電池切れ等そういったのに備えて、念のため紙でも持っておきたいといったような方の需要に対応できるものと見込んでおります。また、アプリと同様、非接触型の申請方法ということで、窓口負担と事務コストの低減も見込んでおります。

また、こちら全自治体の参加を前提として制度設計が行われておりますので、本サービスに参加しないことにより、他の自治体にお住まいの方と比較した利便性を一定程度損ねてしまうといったこともございまして、今回、国立市としてこちらのサービスに乗り入れたいというところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、御質問、御意見等を。

【関口委員】 私からよろしいですか。

【石居会長】 はい。

【関口委員】 ワクチン接種システムのVRSも事前に審議していますし、仕組み自体も基本的には問題ないというか、乗らざるを得ないという形なのかなと思っているのですけれども。

既に住民票の交付が開始されていますので、基本的には、交付される種類が違うのみで、そこに乗ってくるものなのかなと思って、同じ運用の仕方でもいいかなと思いつながら事前にいただいた資料も拝見していたのですけれども。何点か具体的なところで確認させていただきたいのが、1点目が、2ページの絵のところに書いていただいている、今回の諮問範囲の国立市の領域というところで、VRSも改修が入るのですか。絵に改修と書いてあって、多分、特に国立市で何か改修することはないのかなと思っていたのですけれども。

【対策担当係長】 お答えいたします。こちらは国側で改修が入るところでございまして、すみません、領域と改修の文字がかぶってしまっていて分かりづらくなっているものと考えますが、今回VRS側で行われるのは、あくまでコンビニ交付向けへの改修というところでございまして、VRSの中に国立市の領域を一部持っているといった事実に変更はないものでございます。

【関口委員】 国立市での改修はない？

【対策担当係長】 そのとおりでございます。

【関口委員】 同じ話、似たような話になるのですが、今御説明はなかったですが、43ページの資料のところ、既に運用済みの住民票のコンビニ交付と今回の接種証明書のアプリ交付の比較の表を43ページのところに書いていただいている、こちらで市町村負担によるシステム改修はないと書いてあったので、ないのだろうなと思ったのですが、今の話でこちらはよくて、1点、住民票の交付との比較という意味で教えていただきたいのが、特定個人情報保護評価、PIAの見直しというのが、住民票のときは不要だけれども、今回は必要となっているのは、これは具体的に何を指しているのか教えていただけますか。

【対策担当係長】 住民票等のコンビニ交付の際にPIAの見直しが不要である理由は、今、把握をしていないところですが、今回のコンビニ交付に当たって、PIAの見直しがかかるということ、システムの運用方法であったりとか、当然、それに伴って対策を講じなければいけないセキュリティ対策のほうに変更が入るということで、今回お認めいただいた場合に、速やかに見直しをしてまいりたいと考えているところです。

【関口委員】 国立市として見直しが必要で、どこに見直しの結果が……。

【対策担当係長】 見直しの結果は公表していたかと把握してございますが、基本的に、これは番号法に基づいてやっているものでございまして、全ての自治体が特定個人情報保護評価を行っていかねばならない。自治体として特定個人情報を扱う上で、十分なセキュリティ対策が行われているかどうかの評価を実施するものと考えてございます。

【関口委員】 マイナンバーを利用した新しい制度なりシステムができたときに、個別に評価するものと理解すればいいということですか。

【対策担当係長】 毎年評価をしているものと、制度改正等で随時評価をしていくものがあつたように記憶してございます。

【関口委員】 なるほど。特に何か条例なりルールが変わるということではない？

【対策担当係長】 そのとおりでございます。

【関口委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

本当に物すごく基本的なことなのですが、今回、特にシステム上は、従来のものを基本的には使っていますし、何か新しいことが加わるということではないので、あまり心配はないのかなと思っているのですが、一方で、今回改めて御説明いただいて思ったのは、個人における最終的には紙の取り忘れをどう防止するかという、そういうところまで気を遣っていただいているんだなと思っただけです。

そのときに、これをこちら側が関知することではないのかもしれないですが、コンビニって物すごく防犯カメラが多いですね。店内も含めて。それがカメラの角度で画面そのものが映ってしまうような角度に防犯カメラが映っていると、結局、システムでどのように情報が記録されないように残しても、防犯カメラに記録が映ってしまうというようなケースもあつたりするなというのを改めて思いまして、そういうコンビニ側の注意とかというのを規定するようなことというのは、今回の件というよりは、むしろ住民票の段階でやってなくてはいけなかったことなのかもしれないですが、そういったことへの留意事項というのは、コンビニとの間で何か合意とか注意の事前喚起とか、そういうことというのはされたりはしているのですか。

【対策担当係長】 基本的に国立市からというものは、恐らく住民票のときもやってないかとは思いますが、契約自体はJ-LISがコンビニと結ぶものですので、その際に、お示ししているセキュリティ確保についてもそうですが、基本的にそういった契約上の中で必要な措置は講じているものと認識をしてございます。

今おっしゃっていただいた監視カメラのところですが、店内に監視カメラを設置することという規定はございますが、おっしゃっていただいたように、監視カメラの角度等は、現状では触れられている文言がございませんので、こちらは個別調整になるのではないかなと考えております。

【石居会長】 両側面があるので、不正利用防止の観点で言うと、やはりカメラは必要で、一方で、それを何の情報を取るためにカメラを置くかということと関わってくるので。

分かりました。これは国立市のレベルでどうなるということよりも、その辺の規定があるのかなという確認だったのですけれども。ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

では、そうしましたら、答申の取りまとめに移りたいと思います。では、関口委員からお願いします。

【関口委員】 十分に必要なものだと思いますので、お認めしてよろしいかと思います。

【石居会長】 岸委員、お願いします。

【岸委員】 私もお認めしてよろしいと思います。

【石居会長】 中村委員、お願いします。

【中村委員】 必要性があり、仕組みも相当だと考えます。

【石居会長】 ありがとうございます。中川委員、お願いします。

【中川委員】 お認めしてよろしいかと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

私も必要性が十分認められるものだと思いますので、お認めするという事で答申をまとめたいと思います。本日はありがとうございました。

(説明者退室)

【石居会長】 これで諮問事項は終了いたしまして、そのほかは何かございますでしょうか。

【文書法制課長】 次回の審議会の御予定です。御調整いただきまして、8月3日水曜日10時から、本委員会室のほうで御審議をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。ほかはよろしいですかね。

では、そうしましたら、そんなに間はありませんが、引き続き、今日の施行条例の改正が中心になるかなと思いますので、事務局には御準備をいただき、こちらでもまた少し準備をしていきたいと思っております。

【文書法制課長】 今日は、資料がこんな膨大で、説明も結構ありましたので、もし事前にここを聞いておきたいというような御質問があれば、メールでいただければ事前に御準備させていただきたいと思っておりますので、よろしければお願いいたします。

以上でございます。

【石居会長】 ちなみに、次回は、ほかにも審議事項は入りそうですか。

【事務局】 もう一つ入ります。

【石居会長】 分かりました。では、やはり時間はある程度制限される部分があるかと思っております。

で。個別の諮問はメールで……。

【事務局】 そうですね。いつも通知させていただいているメールのほうに出していただければと思います。

【中川委員】 変わったのですよね。

【関口委員】 メールアドレス。

【事務局】 変わりました。

【石居会長】 分かりました。では、そのような形でよろしく申し上げます。

【岸委員】 資料は、今回のものを次回も持参とかありますか。

【文書法制係長】 お持ちいただければと思います。よろしく願いいたします。

【石居会長】 よろしいですか。

では、そうしましたら、本日はここまでということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —